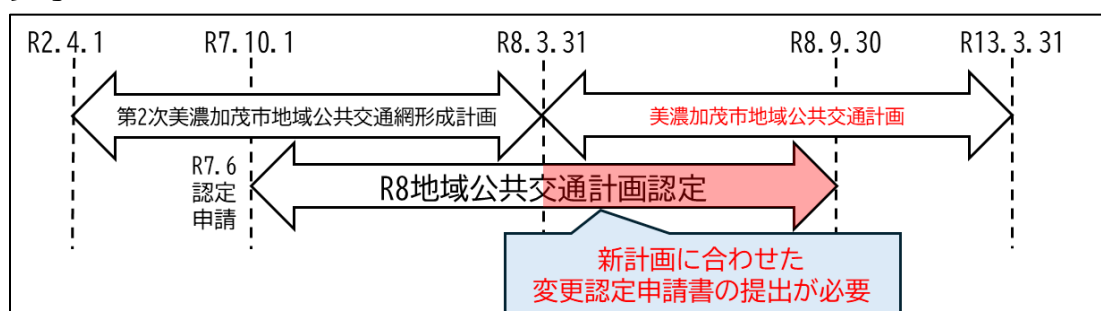


令和8年度（R7.10.1～R8.9.30）地域公共交通確保維持事業にかかる地域公共交通計画認定申請書の変更について

○協議内容

地域公共交通計画変更認定申請書一式について協議

○参考



▼地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱

（地域公共交通計画）

第17条 陸上交通（地域内フィーダー系統）に係る地域公共交通確保維持事業（以下この条において単に「地域公共交通確保維持事業」という。）を行う場合は、地域公共交通計画に、当該地域公共交通計画の計画期間内における次に掲げる事項について具体的に記載するものとする。ただし、次条において準用する第8条第1項の認定の申請に必要な地域公共交通計画の計画期間が、補助対象期間に満たない場合について、その満たない計画期間が6月以下である場合には、合理的理由があると認められるときは、当該地域公共交通計画の計画期間内とみなす。

（略）

▼地域公共交通確保維持改善事業実施要領

⑬地域公共交通計画等の軽微な変更に係る取扱いについて

交付要綱第9条第1項（第18条の規定により準用する場合を含む。）に定める軽微な変更に係る陸上交通に係る地域公共交通計画の取扱いについては、以下のとおりとする。

ア. 変更届出で足りる場合

事業内容の変更に際し、地域間幹線系統補助に係る計画額の変更を生じない場合及び地域内フィーダー系統補助に係る変更である場合にあっては、大臣に陸上交通に係る地域公共交通計画の変更を届け出ることをもって足りる（イ. に定める場合を除く。）。ただし、同計画に記載する事業の目標その他の特に重要と認められる事業内容の変更を行う場合にあってはこの限りでない。

（略）

○詳細

【資料1】地域公共交通計画変更認定申請書一式